

平成25年12月2日付け津市監査委員告示第7号公表分

指定管理者監査

津市高茶屋市民センター運営委員会(所管部局：市民部市民交流課)

監査の結果	<p>津市高茶屋市民センター運営委員会旅費及び費用弁償費支給規程においては、職員が私用車を使用して出張するときの旅費として、走行距離数が10キロメートル未満のときは1回につき200円、10キロメートル以上のときは1回につき400円を支給する旨が、また、運営委員が会議等に出席したときは、費用弁償として日額2,000円を支給する旨が定められている。</p> <p>当該規程に定める旅費及び費用弁償の額については、本市の規程に定める額と比べ高額であることから、その妥当性について検討されたい。</p>
措置の内容	<p>出張旅費については、津市高茶屋市民センター運営委員会旅費及び費用弁償費支給規程の一部を改正し、本市における委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例に規定される額と同額とした。</p> <p>また、費用弁償については、対象となる「会議等」の内容は除草作業であり、日額2,000円については、三重県内の最低賃金における同種業務の金額と均衡するものと認められた。</p> <p>なお、当該支給規程をより実情に応じた内容とするため、「環境整備等」に改めた。</p>